

令和2年度小松市予算書

(2020年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 1 号	令和 2 年度小松市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	令和 2 年度小松市国民健康保険事業特別会計予算……………	13
議案第 3 号	令和 2 年度小松市介護保険事業特別会計予算……………	17
議案第 4 号	令和 2 年度小松市公債管理特別会計予算……………	21
議案第 5 号	令和 2 年度小松市産業団地事業特別会計予算……………	25
議案第 6 号	令和 2 年度小松市後期高齢者医療特別会計予算……………	31
議案第 7 号	令和 2 年度小松市水道事業会計予算……………	35
議案第 8 号	令和 2 年度小松市下水道事業会計予算……………	39
議案第 9 号	令和 2 年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算……………	43

議案第1号

令和2年度小松市一般会計予算

令和2年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 16,055,000
	1 市民税	7,155,000
	2 固定資産税	6,940,000
	3 軽自動車税	306,000
	4 市たばこ税	660,000
	5 入湯税	46,000
	6 都市計画税	948,000
2 地方譲与税		374,000
	1 地方揮発油譲与税	92,000
	2 自動車重量譲与税	249,000
	3 森林環境譲与税	25,000
	4 航空機燃料譲与税	8,000
3 利子割交付金		21,000
	1 利子割交付金	21,000
4 配当割交付金		63,000
	1 配当割交付金	63,000
5 株式等譲渡所得割交付金		35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	35,000
6 法人事業税交付金		220,000
	1 法人事業税交付金	220,000
7 地方消費税交付金		2,600,000
	1 地方消費税交付金	2,600,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000
9 環境性能割交付金		46,000
	1 環境性能割交付金	46,000

款	項	金額
10	国有提供施設等所在市助成交付金	300,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	300,000
11	地方特例交付金	105,000
	1 地方特例交付金	105,000
12	地方交付税	6,780,000
	1 地方交付税	6,780,000
13	交通安全対策特別交付金	13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
14	分担金及び負担金	156,092
	1 分担金	37,550
	2 負担金	118,542
15	使用料及び手数料	592,147
	1 使用料	384,201
	2 手数料	207,946
16	国庫支出金	8,509,431
	1 国庫負担金	5,156,533
	2 国庫補助金	3,290,504
	3 国庫委託金	62,394
17	県支出金	3,711,671
	1 県負担金	2,389,825
	2 県補助金	1,077,034
	3 県委託金	244,812
18	財産収入	145,379
	1 財産運用収入	33,541
	2 財産売払収入	111,838
19	寄附金	262,701

款	項	金額
	1 寄附金	262,701
20 繰入金		542,292
	1 基金繰入金	542,292
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		612,986
	1 延滞金, 加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	100
	3 貸付金元利収入	155,893
	4 雑入	412,649
	5 受託事業収入	14,340
23 市債		4,669,300
	1 市債	4,669,300
歳 入 合 計		45,870,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 352,645
	1 議会費	352,645
2 総務費		3,281,155
	1 総務管理費	2,572,811
	2 徴税費	321,711
	3 戸籍住民基本台帳費	232,745
	4 選挙費	69,071
	5 統計調査費	50,185
	6 監査委員費	34,632
3 民生費		16,501,132
	1 社会福祉費	7,093,972
	2 児童福祉費	8,546,383
	3 生活保護費	860,777
4 衛生費		2,746,142
	1 保健衛生費	835,184
	2 環境対策費	1,205,758
	3 水道費	57,320
	4 病院費	647,880
5 労働費		16,656
	1 労働諸費	16,656
6 農林水産業費		1,870,163
	1 農業費	1,600,244
	2 林業費	233,847
	3 水産業費	36,072
7 商工費		854,453
	1 商工費	854,453

款	項	金額
8	土木費	5,921,522
	1 土木管理費	113,765
	2 道路橋りょう費	1,106,958
	3 河川費	211,446
	4 都市計画費	1,444,789
	5 下水道費	2,276,645
	6 飛行場費	628,734
	7 住宅費	139,185
9	消防費	1,293,921
	1 消防費	1,293,921
10	教育費	7,250,510
	1 教育総務費	937,330
	2 小学校費	1,592,195
	3 中学校費	515,146
	4 高等学校費	500,881
	5 社会教育費	1,561,893
	6 保健体育費	971,697
	7 大学費	1,171,368
11	災害復旧費	1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12	公債費	5,771,700
	1 公債費	5,771,700
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		45,870,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
松東地域こども園整備費	令和3年度	204,000
児童センター施設整備費	令和3年度	350,300
ごみ処理管理費	令和3年度	95,000
学習等供用施設建設費	令和3年度	31,600
小学校校舎等改修費	令和3年度	89,500

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有財産管理費	2,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
芸術劇場管理運営費	4,600			
市民センター改修費	5,100			
私立認定こども園・保育所施設整備費	91,500			
松東地域こども園整備費	217,500			
児童センター施設整備費	206,600			
エコロジーパークこまつ管理運営費	20,300			
道の駅「こまつ木場潟」管理運営費	1,800			
せせらぎの郷管理運営費	1,300			
土地改良費	34,800			
県営土地改良費	99,900			
水利施設改修費	6,100			
環境王国拠点施設整備費	282,000			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
憩いの森管理運営費	1,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
西俣キャンプ場管理運営費	700			
県単林道整備費	3,400			
県営広域基幹林道整備費	3,700			
江戸古民家の里創生費	22,000			
スキー場整備費	16,200			
道路橋りょう整備費	279,800			
県営道路改良舗装費	8,000			
都市排水路整備費	42,300			
小松駅ターミナルプラン推進費	16,800			
北国街道無電柱化整備費	63,300			
北陸新幹線建設推進費	135,000			
街路整備費	69,400			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営街路整備費	90,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
公園施設 リニューアル費	20,600			
安宅公園 リニューアル整備費	39,600			
フローラルこまつ推進費	4,400			
安宅新地区 土地区画整理費	75,900			
学習等供用施設建設費	19,000			
基地周辺道路整備費	45,700			
市営住宅住戸改善費	22,000			
消防署・所施設整備費	5,300			
救急業務高度化推進費	2,700			
耐震性貯水槽設置費	8,200			
高規格救急車購入費	10,900			
消防団ポンプ車購入費	15,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎等改修費	46,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
小学校グラウンド改修費	10,500			
松東みどり学園整備費	601,400			
中学校校舎等改修費	5,300			
市立高校改修費	24,400			
歌舞伎のまちこまつ 推進費	7,900			
図書館空調復旧費	46,200			
本陣記念美術館 管理運営費	900			
尾小屋鉦山資料館 管理運営費	2,000			
芦城センター改修費	20,700			
里山自然学校 大杉みどりの里 管理運営費	2,600			
東京オリパラ推進費	3,000			
こまつドーム改修費	5,700			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小松総合体育館改修費	7,000	普通貸借 又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
臨時財政対策債	1,550,000			
減収補填債	340,000			
計	4,669,300			

議案第2号

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,254,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1	国民健康保険税	2,079,000
	1 国民健康保険税	2,079,000
2	国庫支出金	9,130
	1 国庫補助金	9,130
3	県支出金	7,436,986
	1 県補助金	7,436,985
	2 財政安定化基金交付金	1
4	財産収入	519
	1 財産運用収入	519
5	繰入金	694,141
	1 一般会計繰入金	693,091
	2 基金繰入金	1,050
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	34,223
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,002
	2 雑入	13,221
	歳 入 合 計	10,254,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	142,941
	1 総務管理費	142,781
	2 運営協議会費	160
2	保険給付費	7,282,006
	1 療養諸費	6,277,176
	2 高額療養費	974,620
	3 移送費	110
	4 出産育児諸費	23,100
	5 葬祭諸費	7,000
3	国民健康保険事業費納付金	2,593,525
	1 医療給付費分	1,802,790
	2 後期高齢者支援金等分	581,000
	3 介護納付金分	209,735
4	保健事業費	212,000
	1 特定健康診査等事業費	73,500
	2 保健事業費	138,500
5	基金積立金	516
	1 基金積立金	516
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	22,012
	1 償還金及び還付加算金	10,901
	2 繰出金	10,611
	3 第三者行為求償事務手数料	500
	歳 出 合 計	10,254,000

議案第3号

令和2年度小松市介護保険事業特別会計予算

令和2年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,127,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,324,400
	1 介護保険料	2,324,400
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,224,181
	1 国庫負担金	1,682,151
	2 国庫補助金	542,030
4	支払基金交付金	2,616,561
	1 支払基金交付金	2,616,561
5	県支出金	1,457,567
	1 県負担金	1,378,701
	2 県補助金	78,866
6	財産収入	313
	1 財産運用収入	313
7	繰入金	1,503,973
	1 一般会計繰入金	1,503,973
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	10,127,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	149,777
	1 総務管理費	93,277
	2 介護認定審査会費	56,500
2	保険給付費	9,418,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,411,000
	2 その他諸費	7,000
3	地域支援事業費	505,800
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	272,960
	2 包括的支援事業費	173,600
	3 任意事業費	59,240
4	基金積立金	50,102
	1 基金積立金	50,102
5	公債費	600
	1 公債費	600
6	諸支出金	2,721
	1 償還金及び還付加算金	2,721
歳 出 合 計		10,127,000

議案第4号

令和2年度小松市公債管理特別会計予算

令和2年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,069,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 5,768,700
	1 一般会計繰入金	5,768,700
2 市債		3,300,500
	1 市債	3,300,500
歳 入 合 計		9,069,200

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	公債費	9,069,200
	1 公債費	9,069,200
	歳 出 合 計	9,069,200

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	3,300,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	3,300,500			

議案第5号

令和2年度小松市産業団地事業特別会 計予算

令和2年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ965,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	128,000
	1 負担金	128,000
2	繰入金	6,100
	1 一般会計繰入金	6,100
3	市債	831,200
	1 市債	831,200
	歳 入 合 計	965,300

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	土地区画整理費	959,200
	1 土地区画整理費	959,200
2	公債費	6,100
	1 公債費	6,100
	歳 出 合 計	965,300

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
安宅新地区土地区画整理費	自 令和2年度 至 小松市土地開発公 社の金融機関に対す る事業資金借入額の 償還完了年度	620,000千円に償還完了までの期 間に対する利子相当額及び事務費 を加算した額

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理費	831,200	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	831,200			

議案第6号

令和2年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

令和2年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,586,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,168,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,168,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	360,600
	1 一般会計繰入金	360,600
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	57,398
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 雑入	55,288
	歳 入 合 計	1,586,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	37,757
	1 総務管理費	37,757
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,842
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,842
3	諸支出金	67,401
	1 償還金及び還付加算金	2,101
	2 保健事業費	65,300
	歳 出 合 計	1,586,000

議案第7号

令和2年度小松市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	44,172戸
(2) 年間総給水量	12,929,000m ³
(3) 一日平均給水量	35,325m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,707,500千円
第1項 営業収益		2,373,643千円
第2項 営業外収益		333,813千円
第3項 特別利益		44千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,353,200千円
第1項 営業費用		2,231,204千円
第2項 営業外費用		119,901千円
第3項 特別損失		2,095千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額770,000千円は過年度分損益勘定留保資金125,491千円，当年度分損益勘定留保資金538,243千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,266千円，減債積立金10,000千円，建設改良

積立金30,000千円及び震災対策積立金20,000千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	121,400千円
第1項 水 道 負 担 金	87,699千円
第2項 企 業 債	13,700千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	110千円
第4項 補 助 金	10,000千円
第5項 出 資 金	9,891千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	891,400千円
第1項 建 設 改 良 費	623,909千円
第2項 企 業 債 償 還 金	267,491千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道 事業債	13,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	13,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 175,003千円

(2) 交際費 195千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,429千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,808千円と定める。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田慎司

議案第8号

令和2年度小松市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	29,966戸
(2) 年間総排水量	8,352,379m ³
(3) 一日平均排水量	22,883m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	295,000千円
(イ) 水質保全事業費	374,900千円
(ウ) 地震対策事業費	79,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,191,300千円
第1項 営業収益		2,604,183千円
第2項 営業外収益		1,586,440千円
第3項 特別利益		677千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,130,700千円
第1項 営業費用		3,378,745千円
第2項 営業外費用		748,122千円
第3項 特別損失		3,833千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,857,800千円は過年度分損益勘定留保資金530,062千円, 当年度分損益勘定留保資金1,277,633千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,105千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,704,400千円
第1項 企業債		2,108,600千円
第2項 国庫補助金		185,000千円
第3項 県補助金		32,400千円
第4項 出資金		263,754千円
第5項 固定資産売却代金		100千円
第6項 長期貸付金償還金		14,491千円
第7項 負担金		97,055千円
第8項 基金繰入金		3,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,562,200千円
第1項 建設改良費		856,249千円
第2項 企業債償還金		3,684,801千円
第3項 投資		21,150千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	477,600	普通貸借又は	5.0%以内(ただし, 利率見直し方	借入先の融資条件による。ただし,

流域下水道 事業債	21,300	証券発 行	式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	財政の状況により 償還年限を短縮し 、繰上償還をなし 、又は借換えをす ることができる。
農業集落 排水事業債	50,800			
下水道事業 借換債	356,800			
資本費 平準化債	1,005,700			
下水道事業 特例債	196,400			
計	2,108,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 118,715千円

(2) 交際費

30千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は408,659千円である。

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司

議案第9号

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		340床
(2) 入院患者数	延	94,359人
一日平均		259人
(3) 外来患者数	延	178,952人
一日平均		738人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,620,000千円
第1項 医業収益		7,932,920千円
第2項 医業外収益		687,080千円
	支	出
第1款 病院事業費用		8,578,000千円
第1項 医業費用		8,498,962千円
第2項 医業外費用		79,038千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,000千円は過年度分損益勘定留保資金

27,877千円,当年度分損益勘定留保資金167,767千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,356千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,194,000千円
第1項 企業債	867,200千円
第2項 負担金	322,990千円
第3項 固定資産売却代金	1,010千円
第4項 補助金	2,800千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,393,000千円
第1項 建設改良費	870,000千円
第2項 企業債償還金	521,346千円
第3項 投資	1,654千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	867,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし,利率見直し方式で借り入れる資金について,利率見直しを行った後においては,当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし,財政の状況により償還年限を短縮し,繰上償還をなし,又は借換えをすることができる。
計	867,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,347,283千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 10,611千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	放射線治療装置	一式

令和2年2月28日提出

小松市長 和田 慎 司